

令和5年度第1回清川村情報公開・個人情報保護審議会  
議事録

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 令和5年10月18日(水) 午後2時00分～40分
- (2) 場所 役場庁舎4階 住民センター集会室

2 出席者

- (1) 委員 5名  
玉巻弘光氏、山邊直義氏、大浦文次氏、伊藤 攻氏、落合俊雄氏
- (2) 村職員 3名  
事務局 折田克也(総括参事(兼)総務課長)、大熊恭弘(総務課主査)、遠藤拓也(総務課主査)

3 村長あいさつ

4 職員自己紹介

※ 委員5名全員出席されているので、清川村情報公開・個人情報保護審議会条例第4条第2項の規定による委員半数以上の出席で会議を開催できるとの条件を充たしており、本日の審議会は成立していることを報告。

5 議題

- (1) 会長及び副会長の選出について  
委員の互選(事務局一任)により、次のとおり選出された。  
会長：玉巻弘光委員、副会長：山邊直義委員
- (2) 令和4年度制度の運用状況について(報告)

<資料1により事務局から説明>

A委員) 防犯カメラの映像提供について、利用目的が捜査としか書かれていないところがありますが、何か理由はありますか。

事務局) 警察からの申請時に捜査内容については聞き漏れがあり、申し訳ございません。なお、警察への捜査協力についてはしっかりと身分証明を提示していただいていますので、不必要な外部への提供はありません。

A委員) たしかに、警察への捜査協力としては理解できますが、制度のルール上、情報提供の必要性など内容を確認しないと可否判断として良くはないのかなと思います。

事務局) 以後気を付けます。

B委員) A委員が言われるように、口頭での確認として簡単に行うのではなく、書面(規定のもの)に使用目的をしっかりと内容明記して捜査内容漏えいに影響ない範囲で詳しく記入してもらう必要があると思います。路上設置のカメラであるのでプライバシー上での重要性はあまり高くはないと思うので個人情報保護上はさほど問題視されないとと思いますが慎重を期していただきたい。

A委員) 以後の検証のために記録はしっかりと残していただきたいです。

事務局) 防犯カメラの情報提供については、性質上、警察への提供が多いので書式の工夫等を行い、内容が記載されるよう次回より取り組んでまいります。

(3) 個人情報取扱事務登録簿について

<資料2により事務局から説明>

B委員) 通勤定期助成について、こちらは高校生なども対象ですか。

事務局) こちらは、通勤が対象ですので、通学者は対象外です。  
通学は以前より別途助成があります。

C委員) ちなみに通学は何名ほど利用されていますか。

事務局) 概算で30名～40名ほどになります。

B委員) 通勤者は就業先から出ていることが多いですね。

事務局) そちらも自己負担部分を確認して助成しております。

<その他について事務局から説明>

A委員) 個人情報保護条例や個人情報保護法は議会から離れていることで議会の個人情報保護条例は議会事務局が担うことになると思うのですが、議会の個人情報保護審議会、審査会の運営はどうなるのか。区別することで二重行政となってしまうのが考えられるのであれば、権限移譲等色々考えていかなければならないのではないかと。

事務局) 審査請求があった場合は、議長はこちらの審査会に諮問しなければならないという規程がありますので、議会で審議会・審査会を運営するわけではありません。

A委員) 承知した。

D委員) 資料については、今回の会議用ですか。これから先もこれで運用しますか。

事務局) 数字等については、集計のミスがあったりしており申し訳ございません。精査して修正いたします。

A委員) 今回、NTT西日本子会社の派遣社員による10年間にわたる個人情報漏えいに関係して、役場でも外部委託する際はできる限り慎重になっていただきたいと思います。

**【次回開催について】**

次回の審議会は、制度や運用上の課題・審議案件等が生じた際に開催することとした。

以 上